

(新)

(旧)

平成 31 年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱	平成 30 年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱
<p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象から除くものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>これまでの採択事業と同じ、又は同様の事業内容が継続されている事業。</u>ただし、関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業については、この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成 32 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 10 条、第 11 条第 3 項、第 14 条から第 16 条まで及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象から除くものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>前年度採択事業と同じ事業内容が継続されている事業。</u>ただし、関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業については、この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行し、<u>同月 1 日から適用する。</u></p> <p>2 この要綱は、平成 31 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 10 条、第 11 条第 3 項、第 14 条から第 16 条まで及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

(新)

(旧)

別表第 3 (第 8 条関係)

1・2 (略)

3 審査の採点

審査員は、1 人につき 25 点保有し、次の審査項目ごとに 1 点から 5 点までの採点を行う。

審査項目		配点
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略」(平成31年3月改訂)の取組に沿った事業であるか。	5 点
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5 点
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5 点
エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5 点
オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5 点
合計点(審査員 1 人当たり)		25 点

別表第 3 (第 8 条関係)

1・2 (略)

3 審査の採点

審査員は、1 人につき 25 点保有し、次の審査項目ごとに 1 点から 5 点までの採点を行う。

審査項目		配点
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略プラン」(平成26年3月制定)の取組に沿った事業であるか。	5 点
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5 点
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5 点
エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5 点
オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5 点
合計点(審査員 1 人当たり)		25 点